

○議長（前原英石） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 6番竹島貴行です。私は当議会で通告しております3点について質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問ですが、公共施設についての管理責任について確認をさせていただきます。

今年1月1日に発生した能登半島地震から半年が経過しました。国会では、震災の所管委員会でいろいろ議論がやり取りされ、国会議員も、自分たちは被災地復興に全力で取り組み、成果を出しているという話を聞きます。しかし、現実には、現地へ復興の手がいまだ届かず、そこには被災された方々が取り残されていることを痛感いたします。

政治に求められることは常に現場に沿った答えであり、机上論や空論では意味がありません。しかし、今の政治には、主権者たる国民が置かれた状況を、よく目を開き、実態を認識しろと、地方という現場で政治に関係する一人として声を上げたいと感じます。

舟橋村でも元日に震度5強という激しい揺れに襲われ、年明けの正月気分浸っていた多くの皆さんは、突然の揺れに恐怖心を持たれたものと推察します。私自身は12月議会で防災について一般質問を行ったタイミングもあり、防災テキストと現状を擦り合わせる事ができ、貴重な体験を得ることができたと考えています。

この震災の爪痕は舟橋村でも残されていますが、私は、特に村民がふだんに利用する公共物について、村内を見て回りました。そして、今回、震災後の爪痕が残っている白岩川河川敷公園の写真を添付させていただき、行政における所管、管理責任について、まず確認のため質問をします。

写真も通告書に添付しておりますが、1は公園の利用案内看板です。

この看板は河川敷公園に2か所設置されていましたが、その2か所とも地震で倒れておりました。幸い5月中旬に元の位置に立て起こされておりました。

2の写真は、舟橋地区からの用水が白岩川へ合流する排水路の水門部分です。

ご覧のとおり、用水路の転落防止柵が転倒し、用水路へ柵の残骸が転落しています。用水の深さは人の背丈ほど、約160センチあり、公園を利用する人が転落することも考えられ、危険だと思います。

3の写真は、河川公園中間地点の白岩川に架かる橋です。

車が1台通れる幅がありますが、橋の名前は不明です。以前、故金森村長の時代に耐震補強について質問をしたときに、名前がたしかあったと記憶していますが、私自身の

記録は残っていない、村には記録が残っていると思いますので、橋の名前を教えてくださいできれば幸いです。

現在、写真からも分かるとおり、通行止めにはなっていない、一般の人も渡れる状態にあります。橋の桁は鉄骨製で、床版はコンクリート舗装、橋脚はP C 製と思います。見た目には強度的に問題ないと安易に考えますが、以前、故金森村長時代に質問したのは、舟橋地区の人から、橋が古くなっており、橋の耐震性を確認した上で、維持のために必要に応じて改修を行い、住民が安心して渡れるよう安全性を確保してほしいという要望を質問に盛り込みました。

その当時に、村は県と管理責任について協議したと聞きましたが、どちらの側も自分の側に管理責任はないという責任の押しつけ合いで終わり、管理責任が曖昧な結果で終わっています。

しかし、今回は、能登半島地震の影響を鑑み、橋は公共性があると考えますので、今後の管理対応をただすものです。

以上3点について、公共物責任を負う村に見解を質問しますが、具体的に分かりやすく答弁をお願いいたします。

次に、6月に国が実施するとしている定額減税についての質問をします。

6月5日の朝、あのNHKニュースで、今年4月の働く人1人当たりの基本給などに当たる所定内給与は前年比で2.3%増加し、およそ30年ぶりの高い伸び率となったと報じていました。また一方で、物価を反映した実質賃金はマイナスが続いており、厚生労働省の、春闘で賃上げの動きが広がったが、物価上昇の影響が強く続いているという公表を報じました。

日本の企業形態は大企業が3割、中小企業7割という状況であり、威勢のよい春闘の賃上げラッシュは経団連傘下の大企業を指すものであり、中小企業の賃上げ状況については、マスコミは多分取材されず報道がなされたという認識を持たざるを得ません。

中小企業の賃上げ実態はこれから明らかになってくると思いますが、中小企業に従事する人たちに賃上げの恩恵が一日も早く実現されることを祈るばかりです。

しかし、実質賃金のマイナスが続く中で、国民生活を支える電力や燃料のエネルギー価格が一方的に値上げされ、追隨して生活物資等の物価高騰が続く、併せて増税、ステルス増税、そして保険料の値上げといった形を変えての増税が国民生活を追い詰め、国民は疲弊しているという現実が国の政治につながらないことに国民の不満は募るばかり

りだと思います。我が村においても、村民は同じ状態にあると考えております。

前明石市長の泉房穂氏は、旧ツイッターのXで、日本だけが先進国で唯一30年間も経済成長していないのは、国が30年間国民の首を絞め続けてきたからで、国は無策だったのではなく有害だったと。国民が苦しんでいるのに増税や保険料上乘せ等で、さらに首を絞めようとするなんて、この国の偉いさんたちは本当に狂っているとしか言えないと投稿されていました。私もこの投稿に共感できると感じています。

政府は、岸田総理肝煎りで昨年10月に、令和6年6月に1人当たり4万円の定額減税を実施すると公表してきました。これは「減税」という言葉にこだわった岸田総理の税金ばらまきで、減税とは違うと私はと思いますが、今議会で村当局は議案第24号に税務総務費で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という名目で国からの交付金2,934万円と社会福祉総務費に同様の交付金2,393万8,000円を支出計上しています。

さきの税務総務費において、村は定額減税補足給付金事業として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人の村・県民税において定額減税を実施することが決定された。その際、定額減税し切れないと見込まれる方に対して給付を行うものであると説明しています。

また、社会福祉総務費では、低所得者支援給付金事業として、デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する。また、それらの対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人当たり5万円を給付すると説明していますが、説明された意味が、私の頭では、いまひとつ理解に苦しむ状態であります。

私が質問しようとしている定額減税については、議案第24号に計上されているものとは関係のない気もしますが、関係するのであれば教えていただきたい。

話を戻して質問しますが、マスコミで報道されている定額減税について、物価高騰下で村民の皆さんは、ある程度の関心と期待をされているだろうと考えます。この減税処置がどう実施されるのか、対応について質問をします。

まず、この定額減税についての事業がどう進むのか。また、村はどのように事務処理をなされるのかお聞きします。

また、国会で議論されている、民間企業の給与明細書に減税になることを記載するよう厚生労働省から通達が出ていると聞きますが、民間事業者が事務処理で混乱していると聞きます。

村は減税処置について、どのような情報を得ているのか。村にある企業や村民生活に大きな影響があると考えますので、答弁を求めます。

次に、定額減税は、公務員、民間を問わず、給与所得者には6月同時期に減税されるのか。また、個人事業者やパート、アルバイト等の非正規労働者、年金受給者等への扱いはどうなるのか。減税が公平の観点から同時期に処置されるのかを質問します。

マスコミでは報じられませんが、この事務処理費に約700億円の税金が投じられると新藤経済再生担当大臣が公表していますが、気になるのは、効果のないと感じる政策を乱発して、税金が無駄に使われることです。

この定額減税について、実態が分からない中で、マスコミ報道により、村民の関心も高いと考えますので、質問をさせていただきます。

最後の質問ですが、介護保険の将来の見通しについてお聞きします。

第9期介護保険事業計画が先日に配付され、令和6年度から計画が新たにスタートしたことを知りました。そこで、今後の介護保険事業制度がどうなっていくのか、中新川広域行政事務組合の管理者である村長の見解を聞くものです。

保険事業は、基本的にサービスの需要と供給のバランスで運営されるものと承知しております。そして、事業運営には財政がついて回ります。財政は給付に必要な保険料収入でバランスが取られ、その保険料を支払うのは第1号被保険者と第2号被保険者で、不足する分については保険事業構成団体が補っています。

東京以外は全国一律に人口減少と超高齢化社会が深化し、介護保険料値上げの話題が最近も報道されていました。保険事業者によっては事情は異なり、保険料は各事業者での格差も生じています。

舟橋村は中新川広域行政事務組合に加わり、介護保険事業を執り行っています。第9期介護保険事業計画を見ると、要支援・要介護認定者数が全国、富山県内と比較して大きく下回っていると記載されています。しかし、私は計画に示されたデータについてうのみにすることなく、常に検証が必要と考えています。

第9期介護保険事業計画では、基本理念として、高齢者自身の希望を最大限に尊重し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援するとし、基本

目標として、1、地域包括ケアシステムの深化・充実、2、介護予防・健康づくりの促進、3、介護保険サービスの適正化の3点を掲げています。

この計画に沿って舟橋村の地域包括支援事業も行われると認識しています。ですから、介護保険事業計画は国の指針に沿うことも必要ですが、地域の実情が反映された計画でなければ、地域の要支援・要介護認定者の皆さんへ適正なサービスが行き届かないと考えます。

私は前回議会で、舟橋村が地域包括支援事業を委託する社会福祉協議会で支援に携わる人材確保に困窮することを心配し、村が社会福祉協議会に寄り添い、人材確保も含め、事業が無理なく執り行われるよう要望させていただきました。

人が人を支援する介護サービスは、業務に携わる人のサービス対応次第で質が大きく変わり、人が人を支える意味合いを重視することが基礎的自治体としての舟橋村の活性化にもつながると考えています。村民の代表機関である議会も、地域包括支援に携わる人たちを応援することが使命の一つだと考えています。

そこで質問ですが、政治は理想論を実現することが目的であるとも考えますが、今後ますます高齢化率が高まる中で、収入が年金だけの、保険料応能負担が低い高齢者層の割合が膨らむであろう中で、保険料収入全体が減少することが予想されます。

片や、保険給付を受ける介護認定者が今後増えていくと予想するのですが、保険事業運営上、いずれ全国同様に介護保険料の値上げという話も出てくるのではないかと考えます。

そうなると、個人の負担を抑える観点から、村の負担が大きくなると考えますが、介護保険制度維持のため、中新川広域事務組合の管理者である村長は、今の2町1村の構成体制で介護保険事業が成り立つと考えているのか、そして、併せて介護保険事業計画でうたっている地域包括支援事業のさらなる充実を図れるのか、将来の見通しについて見解をお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 私のほうから、6番竹島議員の公共物の管理実態についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘の白岩川河川公園は、富山県で整備された河川公園を、舟橋村が県と協定を結び、管理している公園であります。

立て看板につきましては、春先の早い段階での修復を検討しておりましたが、対応が遅くなり、申し訳ございませんでした。

排水路の転落防止の擬木については、先ほどの協定書において、舟橋村が管理する部分には含まれておりませんでした。所有者の許可なく修復することは好ましくないため保留しておりましたが、去る５月１３日に立山土木事務所河川班と対応について協議してまいりました。

その結果は、所有者未確定の物件を所有者の許可なく修復することは避けるべきだが、協定書中記載の公園施設の安全管理の観点から、舟橋村で修復されることについて異議はないとの回答を得ましたので、近々修復させていただきます。

もう一点、白岩川に架かる橋については、立山土木事務所に確認したところ、富山県所有の橋ではなく、河川占用許可申請も出ていないため、所有者の特定ができないとのことでした。村でも調べましたが、立山土木事務所同様、この橋の所有者は確認できませんでした。よって、橋の名称も分からぬままです。

確かに議員ご指摘の耐震性の問題や歩行者の安全は重要事項ですので、安全の担保ができないと見受けられた際には、隣接する村管理の箇所に表示物などの設置を検討したいと思います。

ただ、法令上、所有者不明の構造物を許可なく処理することができないのが現状であり、この問題は細川等に架かる農道橋にも通じるものがあります。

今後も立山土木事務所と連絡を密に取り、対応を図りたいと考えておりますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 私からは、６番竹島議員の定額減税についてのご質問にお答えさせていただきます。

今月から開始した定額減税は、令和５年度中の合計所得金額が１，８０５万円以下の納税者が対象となっております。今年度分の個人住民税につきまして、納税者本人、また控除対象配偶者及び扶養親族１人につき、所得税から３万円、個人住民税所得割額から１万円が控除されます。

本減税措置は、昨年１１月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において位置づけられたものであり、村では、国から示された通知の内容に従って、住民税の減税処理の手続や、減税を反映した住民税額を知らせる通知書の発送などを進めて

きたところ です。

本減税措置は、個人住民税の納税方法によって実施方法が異なっております。給与所得者は、原則として、令和6年6月分は個人住民税を徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収いたします。

納付書や口座振替などで納税いただいている個人事業者等は、定額減税前の税額を基に算出した令和6年6月納期限分の税額から減税し、控除し切れない場合は、令和6年8月納期限分以降の税額から順次減税いたします。

また、年金受給者は令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税し切れない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次減税いたします。

以上でございます。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 6番竹島議員の、介護保険料の見通しについてお答えをさせていただきます。

先だってになりますが、中新川広域行政事務組合所管になるかと思い、本来であれば組合議会での答弁が適切かと思いましたが、サービスの受給者は舟橋村民の方々になりますので、この場をお借りして答弁対応をさせていただきます。

1つ目のご質問になります。高齢化の進む将来、保険料の値上げにつながるのはいかとのくだりにつきましては、今般、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画を策定し、公表したところであります。計画の策定に当たっては、管内の人口動態及び管内の介護事業者、ケアマネジメントさんに対してのアンケートやヒアリング結果を基に、計画に反映がなされているものになります。

そして、介護保険料についてになりますが、第9期の料金は、前期の第8期と同額の保険料を設定いたしました。そのうち大きな変更点といたしましては、所得段階を11段階から13段階へ2段階追加し、比較するところ、所得の多い方々に負担をお願いしたところであります。

介護保険料につきましては、介護サービスに対する給付費が平成30年度から令和5年度までほぼ横ばいで推移しており、その給付費の23%分を65歳以上の人口で割り戻して算定しております。

今後、高齢化が進み、サービスを利用する方が増加した場合、介護サービスの給付費が増加することで、議員ご指摘のとおり、保険料が上昇する可能性があります。過剰な

介護サービス費の増大にならないよう、計画の基本理念に基づき、2町1村及び村において介護予防事業や介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

続いて、2つ目のご質問、2町1村の構成体制が維持できるかにお答えいたします。

介護保険制度が始まった平成12年以来、ご高齢の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるための社会保障制度の一つとして、多様なニーズに対応しながら現在に至っております。2町1村の広域において介護保険事業に取り組むことにより、財源の安定化が図れ、効率的、安定的にサービスの提供が実施できるものと考えております。

維持ができるか否かということについては、前述のとおり、過度な介護サービスの増大に起因する、地域の皆様への過度な負担とならないよう努めていくことが組合の維持につながるものと考えておりますので、重ねてにはなりますが、村として介護予防事業等々、注力してまいります。

3つ目のご質問、地域包括支援事業のさらなる充実についてお答えいたします。

構成町村に設置されている地域包括支援センターが中心となって、高齢者のみならず、様々な悩みを抱える方々の相談窓口として運用されることが現在望まれております。

行政、介護事業者、医療機関、民生委員児童委員等で構成されている会議団体である地域ケア会議において、諸問題の洗い出し、情報の共有化、自立支援に向けて地域ごとに連携を図っており、その他関係団体等に対して、今後も保険者として協力することとし、必要に応じて新たな取組等、情報を収集し、介護保険事業等の施策に反映してまいります。

格段、舟橋村は今年度から重層的支援体制整備事業で総合窓口相談を実施予定としておりますことをお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 私の質問に答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず1点目の質問であります、その看板並びに転落防止柵は、村のほうで対応していただけるという、そういう答弁をいただきました。

3番目の橋については、所有者が誰なのか分からないという、そういう答弁でもありました。これは以前も同じような答弁をいただいております。

まず、看板につきましては、立て起こしはされていますが、基礎が、足元をちょっと穴を掘って、周りにコンクリートを詰めた、要は団子状の基礎ですね。そういう感じになっております。

だけど、地盤が砂質系でありますので、結構、押すと簡単に揺れ動く。子どもでも、あれ、力を入れれば、また転倒するかなというふうに思いますので、基礎をやり替える場合、コンクリート2次製品なりの、しっかりとした基礎を考えていただければというふうに要望しておきます。

それから、転落防止についても、なぜここで質問を上げたかといいますと、村は、やっぱり公共を担う、そういう役割があって、不断に法律とかそういったものを、住民に規制をかけて、コンプライアンスだといって、法を遵守しなさいというふうな立場であります。

そういうことを言っている村が、震災発生から今もう半年が過ぎてしまいました。これを放置しておくのは、公共を担う立場としては、ちょっといただけないんじゃないかと。まずは、そのコンプライアンスは村から守るべきじゃないかと思います。

そのことを重々認識して、仕事をしていただきたいと。要は、村民のために、公共のために仕事をしていただきたいというふうに要望するものであります。

それから、橋については、所有者が分からないから手出しができないという、そういうお話もありました。

これは、だけど、公共物であることは間違いなくと思います。なぜかというと、白岩川という二級河川に架かっている橋だからであります。そこを民間の個人が勝手にあのような橋を設けることができるのでしょうか。人とか車1台が通れる、そういう橋であります。

そういったことを考えると、しっかりと、誰が造ったか分からないけども、公共の河川の上に架かっている橋ということを認識すれば、それはやはり県か村が、村民が渡るということも考えられますので、村も責任を担うだろうというふうに考えていますので、そこをさらなる検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、定額減税についてですが、これは今総務課長の答弁で感じたことですが、何かマスコミ上で言われている定額減税だ、減税だというふうな、そういうイメージがちょっと吹っ飛んでしまって、ちまちまと住民税を減税して、小出しにしてやっていると。それにそぐわない人は、来年度にかかってしまうと。

こういうことが、何か国民に対する減税という期待感を抱かせて、それが事業だというふうに言えるのかということ。これ、村当局も多分、村長を筆頭にお怒りだと思えます。私も、国民の一人として、地方議会の議員の一人として怒りを感じます。

それから、最後の３番目の介護保険については、保険料徴収を１段階から３段階に分けて、高所得者の人たちに、より多く負担していただくというふうなことを言われました。

今はそれで通用するかもしれませんが、将来、私が心配するのは、高所得者の高齢者がどれだけ残っているかということです。どんどん、どんどんと低所得者のほうに高齢者は移行していくという、そういう推定をするわけであります。

だけど、そういう人たちというのは、もう本当、地域の弱者と言われる人たちでありまして、そここのところをどういうふうに守っていくかというか、この介護保険制度、そういう人たちにサービスを給付していくかということが今後問われるだろうというふうに思っております。

そのときは村長の世代がその介護保険、介護給付を受ける。そういう位置づけになってくるというふうに思いますので、今から政治ということを観点に、将来を見通して、じゃそのときにどういうふうに手を打っていくかということを組み立てていっていただきたいというふうに要望いたします。

時間も押しておりますので、答弁はそんなに求めませんが、何か答弁していただけることがあれば、答弁をよろしくお願いします。

以上であります。

ありがとうございました。